



市 章

# 大津市公報

令 和 3 年 8 月 16 日  
号 外 (第 45 号)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### ○ 規 則

68 大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則	1
69 大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	1
70 大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	2
71 大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則	3
72 大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	6

## 規 則

大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年8月16日

大津市長 佐 藤 健 司

### 大津市規則第68号

大津市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

大津市母子保健法施行細則(平成21年規則第78号)の一部を次のように改正する。

別表備考第2項中「、同法第314条の2第1項第11号の規定にかかわらず、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定により控除すべき額を計算するものとし」を削り、「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に改め、同備考第4項及び第5項を削る。

### 附 則

- この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の養育医療の給付に係る費用の徴収について適用し、同日前の養育医療の給付に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年8月16日

大津市長 佐 藤 健 司

### 大津市規則第69号

大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

大津市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年規則第69号)の一部を次のように改正する。

附則別表備考第1項中「の施行地に住所を有するものである場合において、納付」を「(昭和25年法律第226号)の施行地に住所を有するものである場合において、納付」に改め、同備考第4項を削り、第5項を第4項とし、同備考第6項中「第8項」を「第7項」に改め、同項を同備考第5項とし、同備考第7項を同備考第6項とし、同備考第8項中「第6項」を「第5項」に改め、同項を同備考第7項とし、同備考第9項中「第6項」を「第5項」に改め、同項を同備考第8項とし、同備考第10項を同備考第9項とし、同備考第11項中「第6項、第8項」を「第5項、第7項」に改め、同項を同備考第10項とする。

別表備考第4項を削り、第5項を第4項とし、同備考第6項中「第8項」を「第7項」に改め、同項を同備考第5項とし、同備考第7項を同備考第6項とし、同備考第8項中「第6項」を「第5項」に改め、同項を同備考第7項とし、同備考第9項中「第6項」を「第5項」に改め、同項を同備考第8項とし、同備考第10項を同備考第9項とし、同備考第11項中「第6項、第8項」を「第5項、第7項」に改め、同項を同備考第10項とする。

様式第1号(表)中「市外」を「市外( )」に、

「	「
生年月日	生年月日
性別	

年	<input type="checkbox"/> 男	を	[ ]
月 日	<input type="checkbox"/> 女		

に改め、同様式（裏）中「利用者負担額」の次に「及び食事

の提供に要する費用の支払の免除」を加える。

様式第3号中

性別	利用施設名
<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	[ ]
<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	[ ]
<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	[ ]
<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	[ ]

「

利用施設名
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]

」

を

に改める。

様式第4号中

性別	保護者との続柄
男・女	[ ]

「

保護者との続柄
[ ]

」

を

に改め、「希望」の次に「す

るもの」を加える。

様式第5号及び様式第6号中

性別	保護者との続柄
男・女	[ ]

「

保護者との続柄
[ ]

」

を

に改める。

様式第6号の3（表）中

年	性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
月 日		

を

年
月 日

に

改める。

**附 則**

- この規則は、令和3年9月1日から施行する。ただし、様式第1号、様式第3号から様式第6号まで及び様式第6号の3の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の大津市子ども・子育て支援法施行細則附則別表及び別表の規定は、令和3年9月1日以後に行われる特定教育・保育等について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年8月16日

大津市長 佐藤 健 司

**大津市規則第70号**

大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則（平成27年規則第70号）の一部を次のように改正する。

第3条の2を削る。

第5条第2項中「様式第2号」を「様式第1号」に改める。

第6条第2項中「様式第3号」を「様式第2号」に改める。

別表備考第1項中「の施行地に住所を有するものである場合において、納付」を「(昭和25年法律第226号)の施行地に住所を有するものである場合において、納付」に改める。

様式第1号を削り、様式第2号を様式第1号とし、様式第3号を様式第2号とする。

**附 則**

- この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 改正後の大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる特定保育について適用し、同日前に行われた特定保育については、なお従前の例による。

-----

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年8月16日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市規則第71号**

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則(平成21年規則第77号)の一部を次のように改正する。

別表C1の項からD19の項までを次のように改める。

C	当該年度分の市町村民税の額が均等割の額のみ世帯(A階層に該当する者を除く。)		4,500円	450円
D1	当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の所得割の額区分が次の区分に該当するもの(A階層及びB階層に該当するものを除く。)	3,000円以下	5,800円	580円
D2		3,001円以上5,800円以下	6,900円	690円
D3		5,801円以上8,700円以下	7,600円	760円
D4		8,701円以上13,000円以下	8,500円	850円
D5		13,001円以上17,400円以下	9,400円	940円
D6		17,401円以上22,400円以下	11,000円	1,100円
D7		22,401円以上28,200円以下	12,500円	1,250円
D8		28,201円以上58,400円以下	16,200円	1,620円
D9		58,401円以上75,000円以下	18,700円	1,870円
D10		75,001円以上96,600円以下	23,100円	2,310円
D11		96,601円以上121,800円以下	27,500円	2,750円
D12		121,801円以上175,500円以下	35,700円	3,570円
D13		175,501円以上221,100円以下	44,000円	4,400円
D14		221,101円以上380,800円以下	52,300円	5,230円
D15		380,801円以上549,000円以下	80,700円	8,070円
D16		549,001円以上579,000円以下	85,000円	8,500円
D17		579,001円以上700,900円以下	102,900円	10,290円
D18		700,901円以上849,000円以下	122,500円	12,250円
D19		849,001円以上1,041,000円以下	143,800円	14,380円

D20		1,041,001円以上	支弁した費用の 全額	支弁した費用の 全額に10分の1 を乗じて得た額 (その額に10円 未満の端数があ るときはその端 数を切り捨てた 額)。ただし、 その額が17,120 円に満たないと きは、17,120円 とする。
-----	--	--------------	---------------	---

別表備考第2項中「、同法第314条の2第1項第11号の規定にかかわらず、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定により控除すべき額を計算するものとし」を削り、「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に改め、同備考第3項から第5項までを削る。

様式第1号(表)中「被保険者氏名」を「ふりがな被保険者氏名」に、同様式(裏)中「年収80万円」を「基礎控除後の年収が80万円」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号 (第2条関係)

小児慢性特定疾病重症患者認定申請書

ふりがな		生年月日	年 月 日生 (満 歳)	
受給者氏名				
1 重症度				
添付する証明書類	1 小児慢性特定疾病医療意見書	2 障害年金証明書の写し		
	3 身体障害者手帳の写し	4 その他 ( )		
障害等の状態	重症患者認定基準に該当する障害の長期継続の状態 小児慢性特定疾病重症患者認定基準を参考に、該当箇所に○をつけてください。			
	小児慢性特定疾病による身体の状況		小児慢性特定疾病に係る治療の内容	
	眼		悪性新生物	
	聴器		慢性腎疾患	
	上肢		慢性呼吸器疾患	
	下肢		慢性心疾患	
	体幹・脊柱		先天性代謝異常	
	肢体の機能		神経・筋疾患	
			慢性消化器疾患	
			染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	
			皮膚疾患	
			骨系統疾患	
		脈管系疾患		
2 高額かつ長期				
<p>高額かつ長期</p> <p>高額治療継続者の認定の申請を行う日が属する月以前の12月以内に当該支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援（支給認定を受けた月以後のものに限る。）につき、医療費総額（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法により算定した額）が50,000円を超えた月数が6回以上ある者をいう。</p>				
添付する証明書類	1 自己負担上限額管理票の写し	2 その他 ( )		
<p>以上のとおり、重症患者の認定を申請します。</p> <p style="text-align: center;">住所 申請者 氏名</p> <p style="text-align: right;">(印) (自署の場合は押印不要)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>(宛先) 大津市長</p>				

様式第12号(表)中「被保険者氏名」を「ふりがな」に、同様式(裏)中「年収80万円」を「基礎控除後の年収が80万円」に改める。

**附 則**

- この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の療育の給付に係る費用の徴収について適用し、同日前の療育の給付に係る費用の徴収については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現にある改正前の大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則様式第1号、様式第4号又は様式第12号の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、使用することができる。

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和3年8月16日

大津市長 佐藤 健 司

**大津市規則第72号**

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成24年規則第150号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(裏)中

$$\left[ \begin{array}{l}
 \text{所得金額} \\
 \text{( )円}
 \end{array} \right] - \left\{ \begin{array}{l}
 \text{同居・別居親族扶養控除} \\
 \text{(380,000円} \times \text{人)}
 \end{array} \right. + \begin{array}{l}
 \text{老人扶養控除} \\
 \text{(100,000円} \times \text{人)}
 \end{array} \\
 + \begin{array}{l}
 \text{16歳以上23歳未満の者に} \\
 \text{係る扶養控除} \\
 \text{(250,000円} \times \text{人)}
 \end{array} + \begin{array}{l}
 \text{障害者控除} \\
 \text{(270,000円} \times \text{人)}
 \end{array} + \begin{array}{l}
 \text{特別障害者控除} \\
 \text{(400,000円} \times \text{人)}
 \end{array} \text{を} \\
 + \left. \begin{array}{l}
 \text{寡婦(寡夫)控除} \\
 \text{(270,000円} \times \text{人)}
 \end{array} \right\} \div 12 = \boxed{\phantom{000000}} \text{円}
 \end{array} \right]$$

$$\left[ \begin{array}{l}
 \text{所得金額} \\
 \text{( )円}
 \end{array} \right] - \left\{ \begin{array}{l}
 \text{給与年金控除} \\
 \text{(100,000円} \times \text{人)}
 \end{array} \right. + \begin{array}{l}
 \text{同居・別居親族扶養控除} \\
 \text{(380,000円} \times \text{人)}
 \end{array} \\
 + \begin{array}{l}
 \text{老人扶養控除} \\
 \text{(100,000円} \times \text{人)}
 \end{array} + \begin{array}{l}
 \text{16歳以上23歳未満の者} \\
 \text{に係る扶養控除} \\
 \text{(250,000円} \times \text{人)}
 \end{array} + \begin{array}{l}
 \text{障害者控除} \\
 \text{(270,000円} \times \text{人)}
 \end{array} \text{に} \\
 + \begin{array}{l}
 \text{特別障害者控除} \\
 \text{(400,000円} \times \text{人)}
 \end{array} + \begin{array}{l}
 \text{寡婦控除} \\
 \text{(270,000円} \times \text{人)}
 \end{array} + \left. \begin{array}{l}
 \text{ひとり親控除} \\
 \text{(350,000円} \times \text{人)}
 \end{array} \right\} \\
 \div 12 = \boxed{\phantom{000000}} \text{円}
 \end{array} \right]$$

改める。

**附 則**

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例施行規則様式第1号により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。